平成２２年（フ）第５９０号
秋田市泉一ノ坪７番26号
債務者　渡邉　正子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　龍生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０号
群馬県太田市岩瀬川町200番地３　グラン・ヴァレーＢ―202号
債務者　倉林　幸太
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松新　佐敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６９９７号
大阪市旭区中宮５丁目８番13号　プレステージ中宮403号、前住所大阪府守口市大庭町１丁目21番11号
債務者　土倉　　大
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２１号
大阪市平野区瓜破西２丁目９番28号
債務者　竹田　綾子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛見　和博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２３号
大阪市平野区平野馬場２丁目５番27―505号
債務者　生島　慎二
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛見　和博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６９号
広島市安佐南区緑井６丁目25番22―305号
債務者　リフォーム中野こと　中野　泰男
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１３号
広島市南区比治山町２番５―801号
債務者　菊田　俊彦
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１４号
広島市南区比治山町２番５―801号
債務者　菊田　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６４号
広島市佐伯区五日市１丁目21番16―402号
債務者　下向　栄司
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　浩生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０１号
広島市東区牛田本町４丁目３番38―301号
債務者　杉田　喜彦
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２１号
愛媛県松山市南高井町825番地
債務者　井門久美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８３号
沖縄県中頭郡読谷村字字座70番地１　駒井方、住民票上の住所沖縄県那覇市壺屋２丁目15番14―513号　しまマンション
債務者　前原美奈子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下哲太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５号
北海道中川郡中川町字佐久20番地16
債務者　伊丹　勝久
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１６号
北海道中川郡中川町字佐久20番地16
債務者　伊丹　静子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１７号
北海道名寄市字朝日1279番地１
債務者　平間　憲昭
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１９号
北海道名寄市西12条南１丁目１番地２
債務者　三上みはる
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道士別市東４条11丁目　ポンドインハウス205、住民票上の住所北海道士別市西士別町3330番地２
債務者　小野寺幸枝
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部